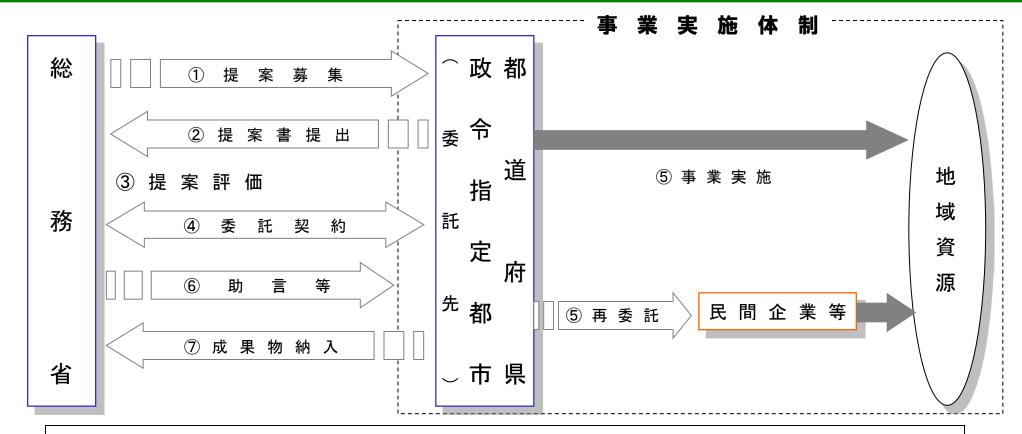
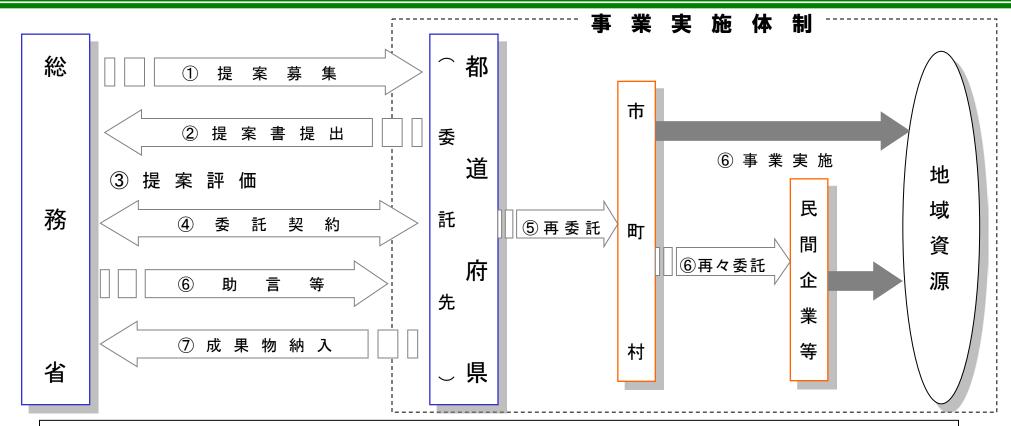
「緑の分権改革」推進事業のスキーム

(都道府県単位調査・指定都市単位調査の場合、都道府県が市町村単位調査を実施する場合)



- ①総務省は都道府県等に対し、提案募集を実施
- ②委託を希望する者は、所定の提案書を総務省に提出
- ③提案書については、評価を実施し、委託候補先を選定(p5参照)
- ④選定された者は、総務省との間で委託契約を締結
- ⑤委託先である都道府県等にあっては、直接、又は必要に応じて一部を民間企業等に再委託して、事業を実施
- ⑥委託先は、必要に応じて総務省等の助言を得ながら、事業を実施
- (7)委託先は、実施状況、成果等を取りまとめ、報告書を提出

「緑の分権改革」推進事業のスキーム (市町村単位調査を都道府県が市町村に再委託する場合)



- ①総務省は都道府県に対し、提案募集を実施
- ②委託を希望する者は、所定の提案書を総務省に提出
- ③提案書については、評価を実施し、委託候補先を選定(p5参照)
- ④選定された者は、総務省との間で委託契約を締結
- ⑤委託先である都道府県にあっては、市町村に再委託
- ⑥再委託先である市町村においては、直接、又は必要に応じて一部を民間企業等に再々委託して、事業を実施
- ⑦委託先は、必要に応じて総務省等の助言を得ながら、事業を実施
- ⑧委託先は、実施状況、成果等を取りまとめ、報告書を提出